

新旧対照表

○建設発生土管理基準

新	旧
<p data-bbox="427 691 822 722">建設発生土管理基準</p> <p data-bbox="495 1150 754 1230">令和5年5月26日改正 千葉県</p>	<p data-bbox="1415 691 1809 722">建設発生土管理基準</p> <p data-bbox="1496 1150 1733 1230">令和4年4月1日改正 千葉県</p>

新 旧

別表第2

別表第2

構造上の基準

構造上の基準

1 埋立て等の場合

1 埋立て等の場合

- (1) 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合は、のり面の崩壊を防止するため、当該土地の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。）の勾配は、下記の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

- (1) 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地に埋立て等を行う場合は、のり面の崩壊を防止するため、当該土地の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- (3) 埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面のこう配は、下記の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の <u>勾配</u>
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される <u>勾配</u>
	その他	10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m）以上の <u>勾配</u>	
その他		5m以下		垂直1mに対する

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の <u>こう配</u>
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される <u>こう配</u>
	その他	10m以下	垂直1mに対する水平距離が1.8m（埋立て等の高さが5m以下の場合にあっては、1.5m）以上の <u>こう配</u>	
その他		5m以下		垂直1mに対する

新				旧			
			水平距離が1.5 m以上の <u>勾配</u>				水平距離が1.5 m以上の <u>こう配</u>
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される <u>勾配</u>		その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される <u>こう配</u>	
<p>(4) <u>擁壁を用いる場合</u>にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。</p> <p>(5) 埋立て等の高さが5 m以上である場合にあつては、埋立て等の高さが5 mごとに幅が1 m以上の段を<u>設け</u>、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。</p> <p>(6) 事業区域の完了後の地盤に<u>緩み</u>、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。</p> <p>(7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの<u>吹付け</u>等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>(8) 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。</p>				<p>(4) <u>擁壁を用いる場合の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。</u></p> <p>(5) 埋立て等の高さが5 m以上である場合にあつては、埋立て等の高さが5 mごとに幅が1 m以上の段を<u>もうけ</u>、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。</p> <p>(6) 事業区域の完了後の地盤に<u>雨水その他の地表の浸透によるゆるみ</u>、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。</p> <p>(7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの<u>吹きつけ</u>等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>(8) 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。</p>			